

# 県民の皆様

## 県内にいらっしゃった皆様へ

- ◆全国に「緊急事態宣言」が発動されたことに伴い、観光はもとより仕事や帰省などであっても特に必要な場合を除いて都道府県をまたいだ移動を見合わせるよう、強くお願いいたします。
- ◆ゴールデンウィーク中は、不要不急の外出をせず、家で過ごしましょう。事業主の皆さんも従業員が休みやすい環境を整えてください。
- ◆ゴールデンウィーク中は、家族・親戚が帰省しないように呼びかけてください。また、単身赴任中の方も含め家族や親せき・知人などに会うために旅行や観光を目的とした都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。

- 人と人の接触機会を平常時より「極力8割」の削減を目指すために、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への通勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等を除き、夜の街を避けるなど不要不急の外出をしないようお願いします。
- 1メートル、できれば2メートルのソーシャルディスタンス(他者との距離)をとりましょう。
- 手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避け、慎重に行動をお願いします。  
※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」
- 風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。  
電話：0857-22-5625(鳥取市保健所)、0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)、0859-31-0029(米子保健所)
- 医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

## 県内にいらっしゃった皆様へ

- 特定警戒都道府県※が出されている地域から鳥取県にお越しの皆様  
来県後14日間は、やむを得ない場合を除き、居宅・居所から外出を控えていただきますようお願いします。
- ※特定警戒都道府県：特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある13都道府県  
北海道、東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県